

2-10 未加入・未納の現状

1 公的年金加入者の状況

○ 国民年金（基礎年金）制度は、全国民を対象とする制度であり、未加入者・未納者が公的年金加入対象者に占める割合は5%程度である。

7,148万人				
公的年金加入者 7,049万人				
¹ 第1号被保険者 2,154万人		第2号被保険者 3,742万人		¹ 第3号被保険者 1,153万人
¹ 免除者 505万人	保険料納付者	¹ 厚生年金保険 3,219万人	¹ 共済組合 523万人	

364万人
 公的年金加入対象者（7,148万人）に対する割合
²第1号未加入者
 ・第1号未加入者 1.4%
 ・未納者 3.7%
³未納者
 ・未加入+未納 5.1%
 99万人 265万人

* 1：平成13年3月末現在。なお、第1号被保険者には、任意加入被保険者（29万人）を含めて計上しており、免除者は、法定免除者、申請免除者、学生の特例納付者の計である。

* 2：平成10年10月15日現在（平成10年公的年金加入状況等調査より）。

* 3：平成11年3月末（平成11年国民年金被保険者実態調査より。未納者とは、調査対象とした第1号被保険者1,652万人のうち過去2年間1月も保険料を納付しなかった者。）

2 未加入者数、未納者数

○ 未加入者は減少している。一方、次のような要因により、未納者数が増加していると考えられる。

- ・ 適用対策として自ら資格取得届出を行わない者に対して手帳を送付するなどして被保険者に取り込んできたことにより未加入者は減少しているが、このような者には、制度への関心や保険料納付の意識が薄い者が多く、保険料納付に結びつきにくいこと
- ・ 昨今の厳しい経済環境の影響

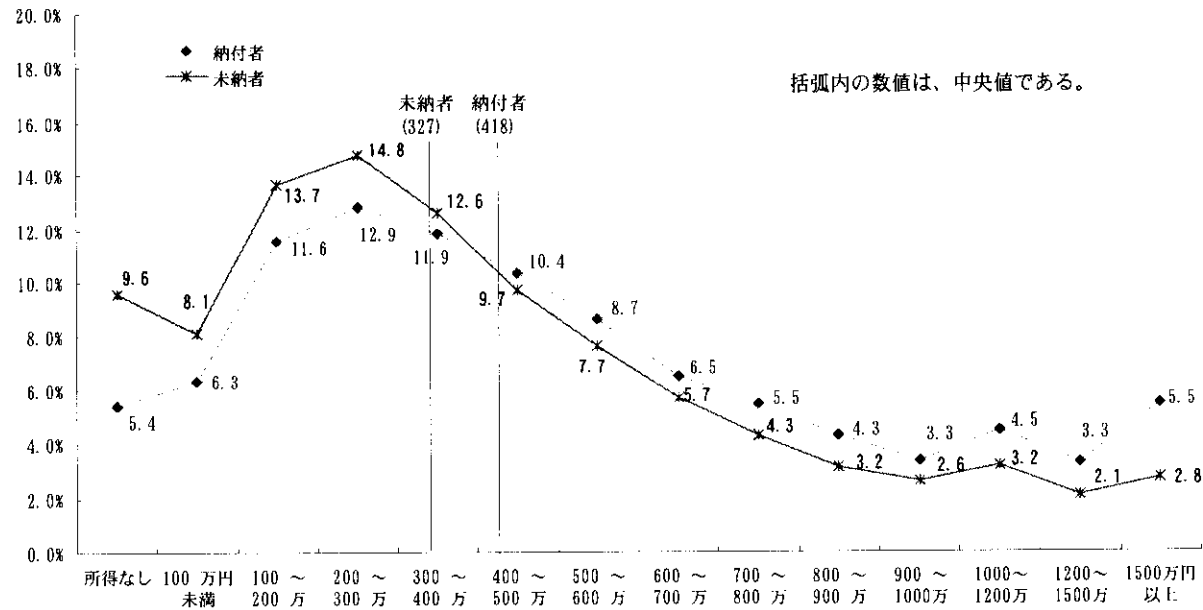
	未加入者	未納者
平成7年度	158万人	172万人
平成10年度	99万人	265万人

※未加入者数は「公的年金加入状況等調査」、未納者数は「国民年金被保険者実態調査」の結果による。

3 納付者と未納者の比較

(1) 所得状況（本人を含む世帯の総所得金額）

○ 所得分布状況を比較すると、納付者と未納者との間にそれほど大きな差はない。



(2) 生命保険・個人年金の加入状況

○ 生命保険・個人年金の加入状況を見ると、加入割合は納付者の方が高いが、未納者でも半分以上が加入している。また、加入者1人あたりの保険料月額については、納付者と未納者との間に大きな違いはない。

	加入割合	【再掲】		【再掲】		【再掲】	
		生命保険 加入割合	生命保険 保険料月額	個人年金 加入割合	個人年金 保険料月額	両方とも加入 加入割合	両方とも加入 保険料月額
納付者	73.6%	71.3%	2万4千円	25.2%	1万9千円	22.8%	4万8千円
未納者	53.9%	52.1%	1万8千円	12.7%	1万6千円	11.0%	4万1千円

(3) 老後の生活設計に対する意識

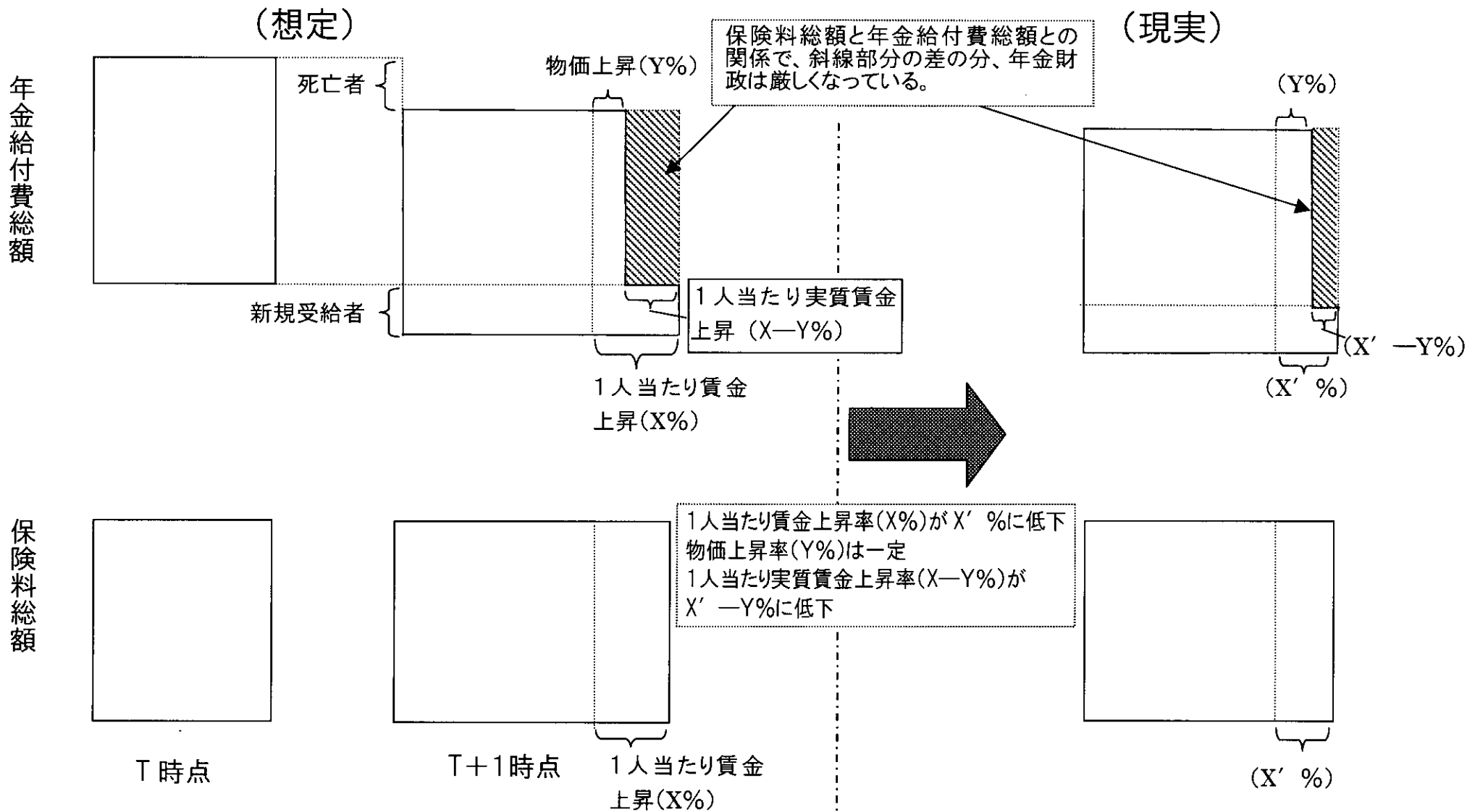
○ 老後の生活設計について、納付者と未納者とで大きな差が見られ、未納者は「特に考えていない」と答える者が多く、老後に対する準備の意識が低くなっている。

	公的年金	自分で働く	特に考えていない
納付者	55.0%	13.6%	9.2%
未納者	18.6%	23.3%	22.6%

※平成11年国民年金被保険者実態調査より

3-1 給付と負担における賃金・物価の上昇率の関係(人口構成一定を想定)

下記の模式図では、現実の實質賃金上昇率が想定よりも低下した分だけ、既裁定年金のスライドを物価スライドのみとした仕組みの財政効果が縮小し、想定よりも年金財政は厳しくなっている。



3-2 人口構造が変化した場合（経済情勢は一定）の給付と負担 （その1・給付水準を維持し続ける場合）

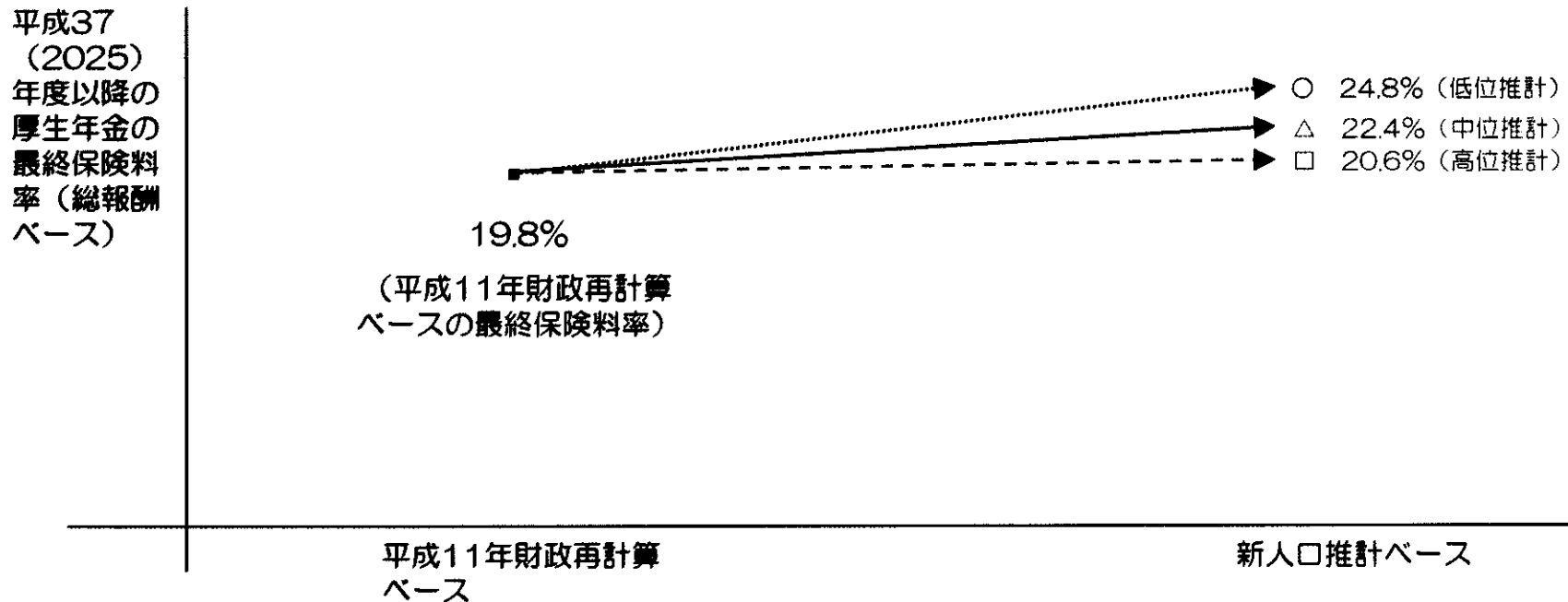
現在の給付水準を維持して考えると、平成37（2025）年度以降の厚生年金の最終保険料率を、人口構造の見通しに応じて変動させることが必要。

給付と負担に関する前提

- 現在の給付水準（モデル年金で新規裁定時の所得代替率 59%）を維持
- 基礎年金の国庫負担割合は2004年度より 1/2

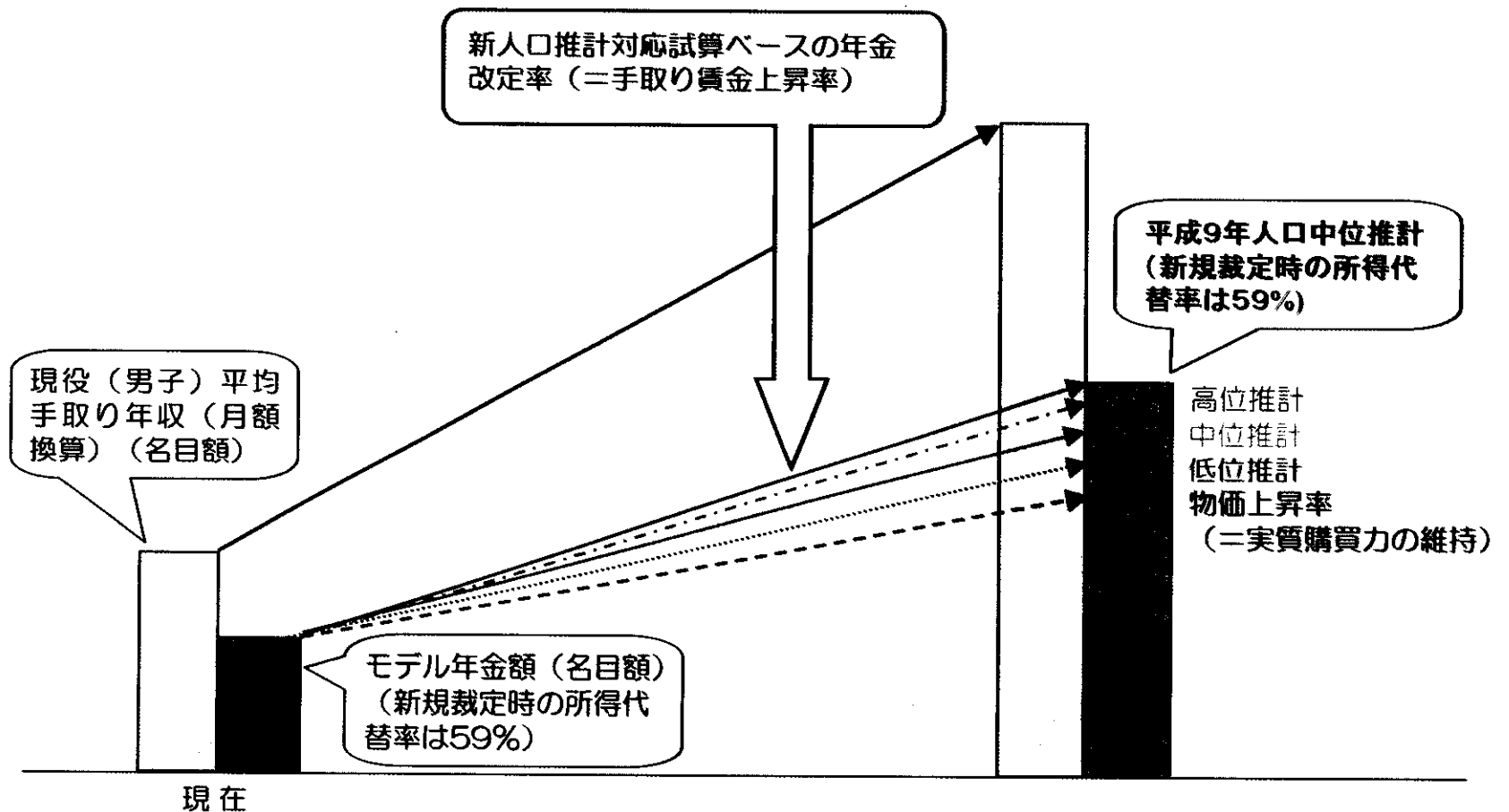
経済的要素（新人口推計対応試算ベース）

- 賃金上昇率 2.5%（2007年まで1.0%）
- 物価上昇率 1.5%（2007年まで0.0%）
- 運用利回り 4.0%（2007年まで2.5%）



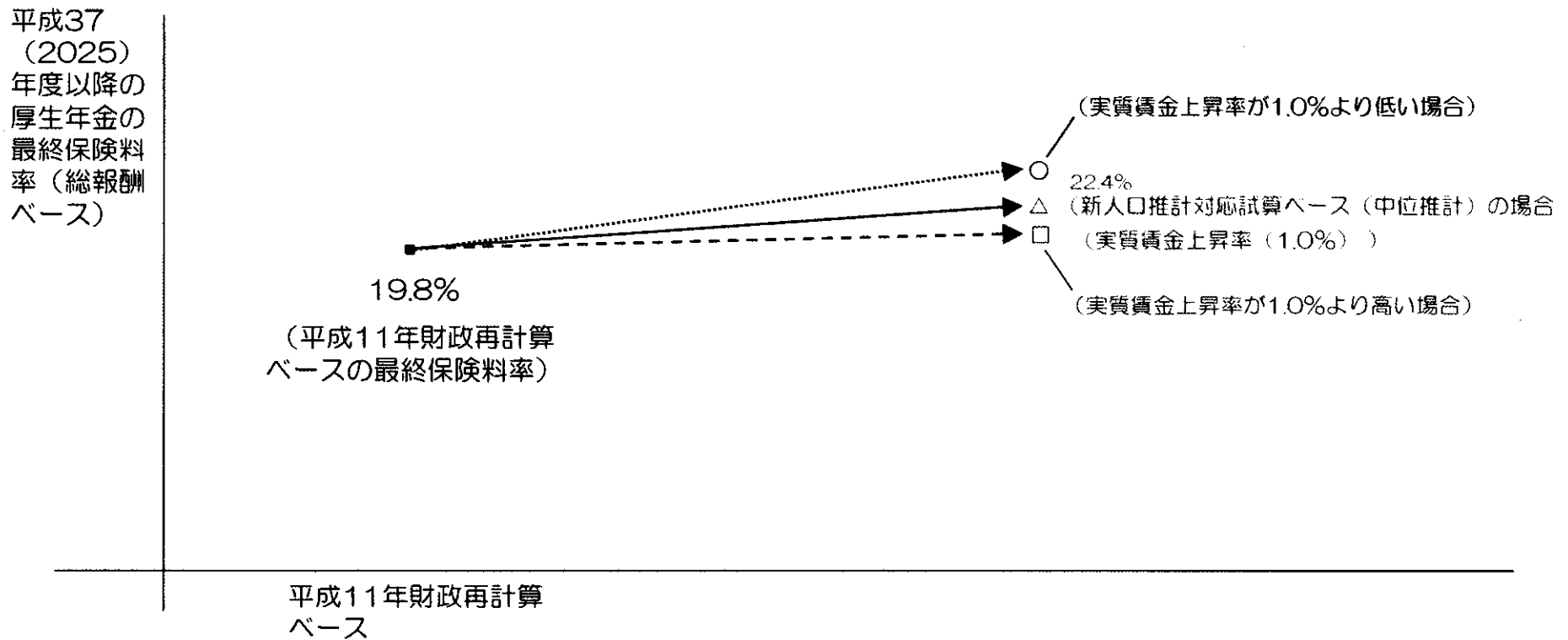
3-3 人口構造が変化した場合（経済情勢は一定）の給付と負担 （その2・負担水準を固定する場合）〔概念図〕

平成37（2025）年度以降の厚生年金の最終保険料率及び保険料率引上げ計画を固定して考えると、支給される年金額及び新規裁定時の所得代替率を、人口構造の見通しに応じて変動させることが必要。



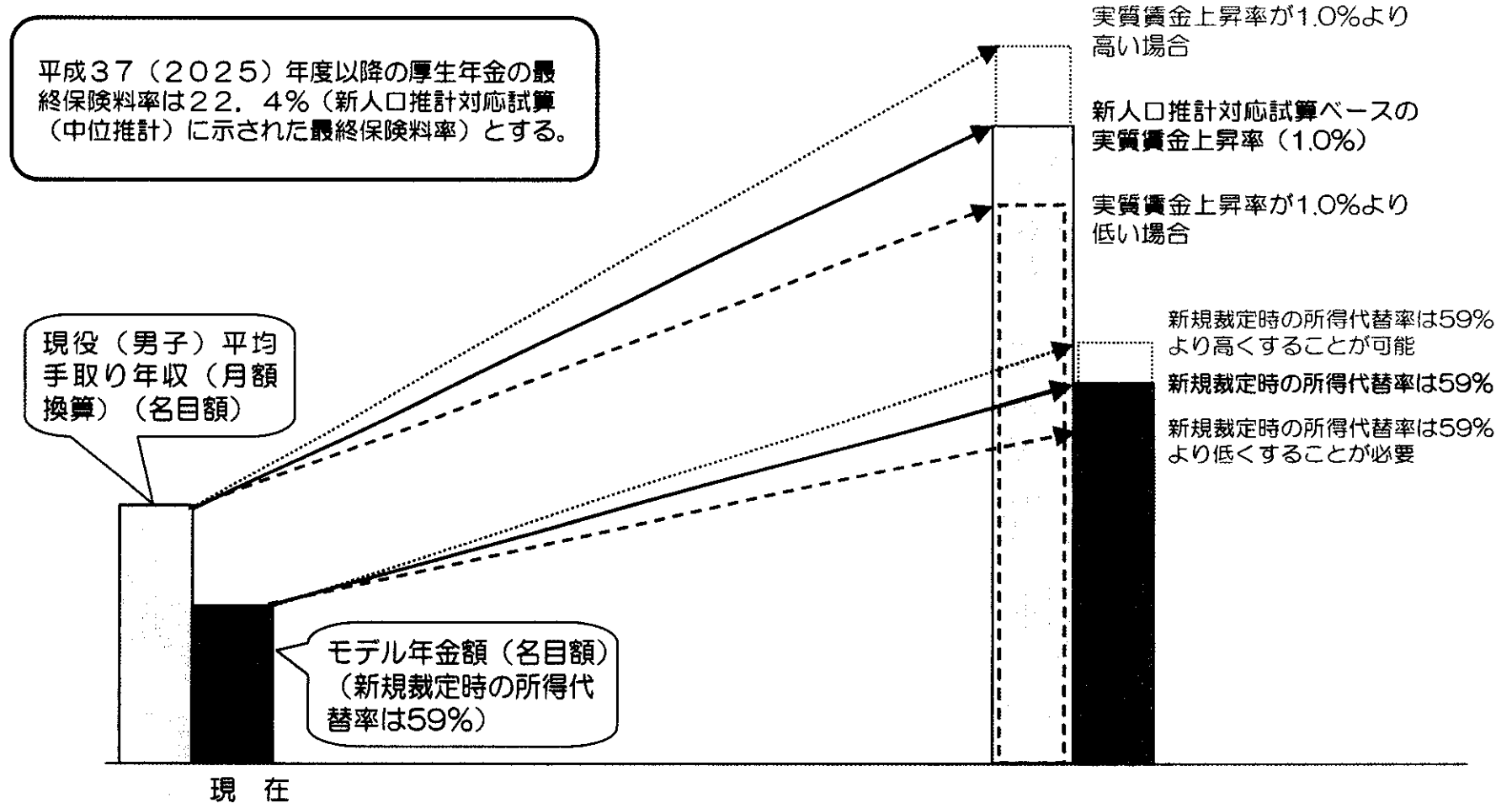
3-4 経済情勢が変化した場合（人口構造は一定）の給付と負担
（その1・給付水準を維持し続ける場合）〔概念図〕

現在の給付水準を維持して考えると、平成37（2025）年度以降の厚生年金の最終保険料率を、
経済情勢の変化（＝1人当たり実質賃金上昇率）に応じて変動させることが必要。



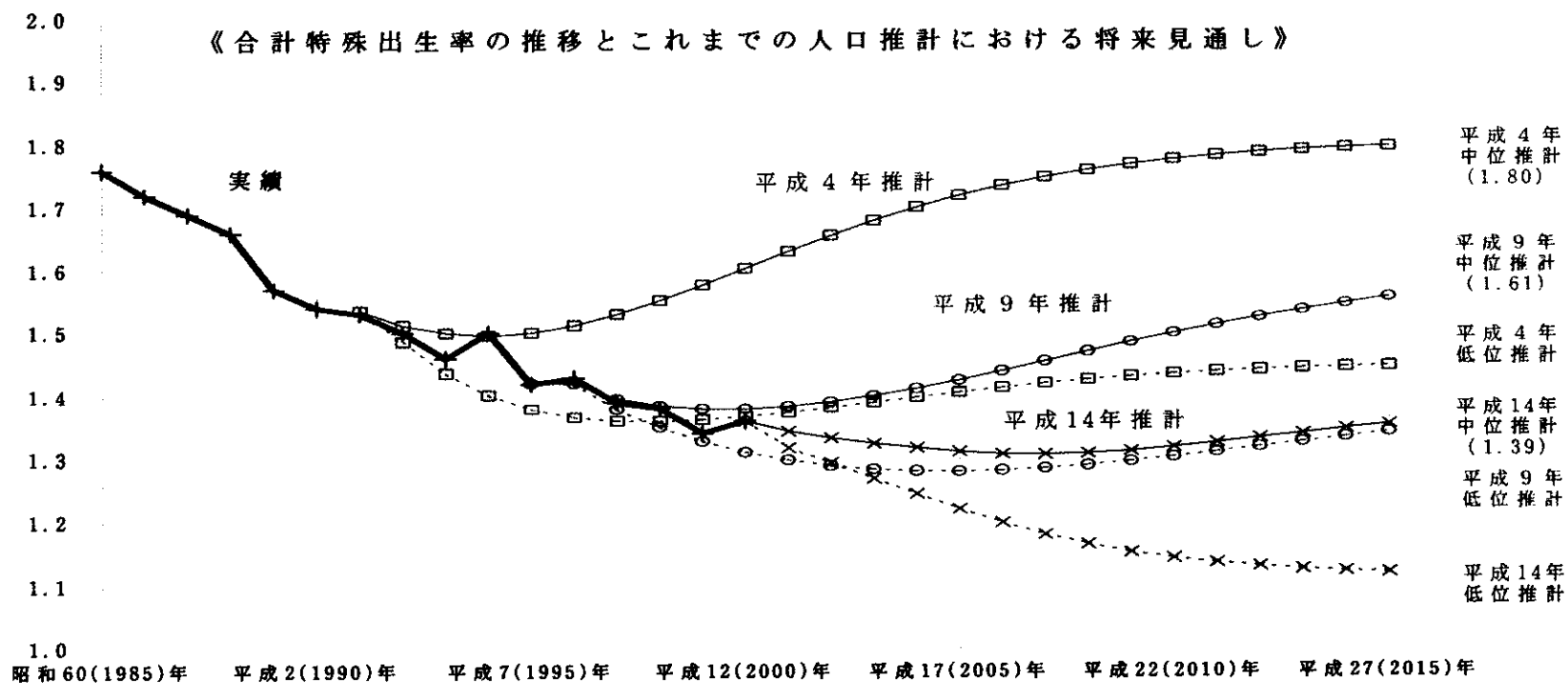
3-5 経済情勢が変化した場合（人口構造は一定）の給付と負担 （その2・負担水準を固定する場合）〔概念図〕

平成37（2025）年度以降の厚生年金の最終保険料率及び保険料率引上げ計画を固定して考えると、支給される年金額及び新規裁定時の所得代替率を、経済情勢の変化（≒1人当たり実質賃金上昇率）に応じて変動させることが必要。



3-6 人口推計と年金財政再計算について

5年ごとの年金財政再計算において、年金の将来収支見通しが絶えず悪化している最大の要因は将来人口推計の変化にある。少子化傾向が顕著になった平成に入ってから人口推計の経緯をみると、新しい人口推計における中位推計値が、直近の人口推計の低位推計値に近い値で見直されてきている。このことは、国民の置かれている社会経済環境などが、これまでの傾向を敷衍したものよりも厳しい方向に少子化を進行させるように変化し続けてきたことに起因していると考えられる。



3-7 財政再計算における各種の前提条件の推移

再計算基準年	平成元年(平成元年改正)	平成6年(平成6年改正)	平成11年(平成12年改正)	次期制度改正
前提となる人口推計(中位推計)(推計期間)	昭和61年12月推計 (1985~2025)	平成4年9月推計 (1991~2025)	平成9年1月推計 (1996~2050)	平成14年1月推計 (2001~2050)
平均寿命(ピーク)	男77.87(2025) 女83.85(2025)	男78.27(2024) 女85.06(2024)	男79.43(2050) 女86.47(2050)	男80.95(2050) 女89.22(2050)
65歳平均余命 (2025年時点)	男 17.71 女 21.64	男 17.83 女 22.68	男 18.21 女 23.15	男 18.88 女 24.75
高齢化率の動き	2000年: 16.3% 2025年: 23.4% 2050年: 23.5%	2000年: 17.0% 2025年: 25.8% 2050年: 28.2%	2000年: 17.2% 2025年: 27.4% 2050年: 32.3%	2000年: 17.4% 2025年: 28.7% 2050年: 35.7%
合計特殊出生率の動き	1.75470(1986) 2.00000(2025)	1.53469(1991) 1.49495(1994) 1.80000(2021)	1.42151(1996) 1.37987(2000) 1.60960(2030)	1.34277(2001) 1.30622(2007) 1.38726(2049)
経済要素	名目賃金上昇率 4.1% 物価上昇率 2.0% 運用利回り 5.5% 実質賃金上昇率 2.1%	名目賃金上昇率 4.0% 物価上昇率 2.0% 運用利回り 5.5% 実質賃金上昇率 2.0%	名目賃金上昇率 2.5% 物価上昇率 1.5% 運用利回り 4.0% 実質賃金上昇率 1.0%	
改正を行わない場合の最終保険料率	31.5% (2020) (標準報酬ベース)	34.8%(2024) (標準報酬ベース)	26.7%(2025) (総報酬ベース) 〔標準報酬ベースでは34.5%〕	24.8%(2025) (総報酬ベース、 基礎年金国庫負担割合1/3) 22.4%(2025) (総報酬ベース、 基礎年金国庫負担割合1/2)
将来見通しに基づく最終保険料率	31.5% (2020) (標準報酬ベース)	29.8%(2024) (標準報酬ベース)	21.6%(2025) (総報酬ベース、 基礎年金国庫負担割合1/3) 〔標準報酬ベースでは27.8%〕 19.8%(2025) (総報酬ベース、 基礎年金国庫負担割合1/2) 〔標準報酬ベースでは25.4%〕	—
主な改正内容	①保険料(率)の引上げ ②完全自動物価スライド制導入 ③在職老齢年金の改善 ④学生の国民年金強制適用による年金保障の充実 ⑤国民年金基金の創設 ⑥厚生年金の支給開始年齢の引上げ(次期再計算の際に見直す旨の規定を整備)	①保険料(率)の引上げ ②60歳台前半の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げ ③在職老齢年金の改善 ④ネット所得スライドの導入 ⑤雇用保険(失業給付)との併給調整 ⑥ボーナス保険料の導入(1%)	①60歳台前半の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の引上げ ②既裁定の年金のスライド制の見直し(物価のみで改正) ③厚生年金の報酬比例部分の水準の5%適正化 ④60歳台後半の在職老齢年金制度の導入 ⑤総報酬制の導入 ⑥国民年金半額免除制度の導入	—